

令和7年9月
警察庁

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集
結果について

警察庁において、令和7年7月11日から同年8月9日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集を行った結果、681件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第81号）
- (2) 道路交通法施行規則第十七条第二項第三号イ(2)の規定に基づき、権限のある機関が発行する身分を証明する書類であって、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるもの（令和7年国家公安委員会告示第35号）

2 命令等の案を公示した日

令和7年7月11日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 681件

(内訳)

| | |
|-------------------|------|
| パブリックコメント意見提出フォーム | 667件 |
| 電子メール | 13件 |
| 郵送 | 1件 |

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 住所確認の厳格化関係

免許申請時や免許証更新時等の免許関係手続における住所確認を厳格化するため、提出又は提示する書類を見直すことについて、

○ 運転免許取得についての「制度上の甘さ」の是正や諸外国の制度との整合性の観点から、本邦の免許制度の信頼性を高める上で非常に重要である。

○ 運転者の適正管理及び行政の適正運用の観点から必要な改正である。これによって、適切な運転免許行政に寄与するものとする。

といった賛成の御意見があった一方、

○ 外免切替ではなく日本で免許を新規に取得した外国人が、免許証更新時に住民票がないと免許証を更新できないのは不公平である。

といった御意見がありました。

また、改正案に賛成としつつ、

○ 改正前に取得した外国人の運転免許については無効とすべき。

○ 施行をできるだけ前倒しすべき。

といった御意見がありました。

今回の改正は、免許関係手続における住所確認を厳格化するため、提出又は提示する書類を見直すものであり、外国人の方については、日本を出国し、住所を有さなくなることがあることから、免許証更新時等においても、在留カード等の提示を求めることとなります。他方で、日本に住所を有している方については、国籍を問わず、免許の申請や免許証の更新が可能なことに変更はありません。

また、施行期日については、免許申請時や免許証更新時等の免許関係手続に際して提出又は提示する書類が変更されることから、手続を受ける方に対する周知や都道府県警察における準備のための期間が必要なことを踏まえ、原案のとおり10月1日とさせていただきます。

2 その他

改正案に対する直接の御意見ではありませんが、「外免切替」に関して、

○ 運転に必要な知識の確認について、問題数を新規免許取得時と同様とすべき。

○ 運転に必要な知識の確認について、問題文を日本語に限定すべき。

○ 運転に必要な技能の確認について、路上での確認を実施すべき。

といった御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。